

◇新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第30号）

1 市町村に移譲する事務に関する規定の整備

地方自治法の規定による事務処理の特例制度に基づき、市町村に移譲する事務に関する規定を整備することとしました。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例（新潟県条例第31号）

1 使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備

新潟県行財政改革行動計画に基づく歳入確保策の一環として、使用料及び手数料の見直しを行ったことに伴い、次の条例の規定のうち使用料及び手数料に関する規定その他所要の規定の整備を行うこととしました。

- (1) 新潟県港湾管理条例（第1条関係）
- (2) 新潟県病院事業の設置等に関する条例（第2条関係）
- (3) 新潟県保健環境科学研究所等使用料及び手数料条例（第3条関係）
- (4) 新潟県立職業能力開発校条例（第4条関係）
- (5) 新潟県少年自然の家条例（第5条関係）
- (6) 新潟県動物の愛護及び管理に関する条例（第6条関係）
- (7) 新潟県農業大学校条例（第7条関係）
- (8) 新潟県立生涯学習推進センター条例（第8条関係）
- (9) 新潟県介護保険法関係手数料条例（第9条関係）
- (10) 新潟県クリーニング業法施行条例（第10条関係）
- (11) 新潟県手数料条例（第11条関係）
- (12) 新潟県大麻取締法施行条例（第12条関係）
- (13) 新潟県覚せい剤取締法施行条例（第13条関係）
- (14) 新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例（第14条関係）
- (15) 新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例（第15条関係）
- (16) 新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例（第16条関係）

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県毒物及び劇物取締法施行条例の一部を改正する条例（新潟県条例第32号）

1 手数料の改正

毒物及び劇物取締法の改正により、毒物又は劇物の原体の事業者の登録に係る事務及び権限が国から都道府県へ移譲されたことに伴い、毒物又は劇物の原体の事業者の登録の申請に係る経由手数料を徴収しないこととする等の改正を行うこととしました。(別表関係)

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県内水面水産試験場手数料徴収条例（新潟県条例第33号）

1 輸出水産動物に係る証明書交付手数料

新潟県行財政改革行動計画に基づく歳入確保策の一環として、使用料及び手数料の見直しを行ったことに伴い、新潟県内水面水産試験場において輸出用の水産動物（こい及び金魚に限る。）が特定の伝染性疾患の病原体を広げるおそれがないことを証する証明書の交付を受けようとする者から手数料を徴収することとしました。

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県流域下水道事業の設置等に関する条例（新潟県条例第35号）

1 地方公営企業法の財務規定等の適用

新潟県流域下水道事業の経営基盤の強化等を図るため、同事業に地方公営企業法に規定する財務規定等を適用することとしました。(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

◇新潟県暴力団排除条例の一部を改正する条例（新潟県条例第36号）

1 暴力団排除特別強化区域の追加

暴力団排除特別強化区域として、新たに長岡市の5区域を指定することとしました。(第17条関係)

2 自首減免規定の整備

暴力団排除特別強化区域における特定業者が自首した場合、刑を減免することができる規定を整備することとしました。(第24条関係)

3 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとしました。